

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 03236)

整理番号	111- 0028	調整年月日・契機	令和6年4月22日 (環境確保条例第116条第1項)			
所在地	(地番) 大田区大森中一丁目100、100-1、101-3、101-5 (住居) 大田区大森中一丁目11番5号					
訂正年月日・契機						
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	有限会社 大森廣尾鍍金工場	面積	729.30	m ² (汚染地)	729.30	m ² (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項	トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーの代表地点における土壌調査、地下水調査及び対象地境界における地下水調査は省略した。六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物の地下水調査、対象地境界における地下水調査は省略した。					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容	舗装：鉛及びその化合物 (含有量)					
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 (健康被害の恐れがある場合は、その旨)						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 (埋立地特例に該当する場合は、その旨)						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は 形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨	形質変更時要届出区域に指定 (指定年月日：令和6年5月29日 指定番号：指-1485号)					
備考						
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和5年1月12日	トリクロロエチレン	第二溶出量基準		ミヤマ株式会社	
	令和5年1月12日	1,1-ジクロロエチレン	第二溶出量基準		ミヤマ株式会社	
	令和5年1月12日	1,2-ジクロロエチレン	第二溶出量基準		ミヤマ株式会社	
	令和5年1月12日	塩化ビニルモノマー	第二溶出量基準		ミヤマ株式会社	
	令和5年1月12日	鉛及びその化合物	溶出量基準		ミヤマ株式会社	
	令和5年1月12日	六価クロム化合物	溶出量基準		ミヤマ株式会社	
	令和5年1月12日	ほう素及びその化合物	溶出量基準		ミヤマ株式会社	
	令和5年1月12日	鉛及びその化合物	含有量基準		ミヤマ株式会社	

